平成２５年（フ）第４３４号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1215番地の11、従前の住所兵庫県加西市北条町北条432番地の10
債務者　光栄ウェルディングこと　岩尾　光恭
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４３６号
兵庫県姫路市青山４丁目２番６号
債務者　井上　助字
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４４３号
兵庫県加古川市加古川町稲屋438番地の１、従前の住所兵庫県姫路市飾東町佐良和87番地１セレニティ飾東203
債務者　大前　秀誉
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４７６号
兵庫県加古川市加古川町溝之口151番地の１エンブレイス加古川210号
債務者　服鳥　友子（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３７８号
奈良市富雄元町１丁目８番16号
債務者　湊口　紀子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２９７号
奈良県御所市大字柏原341番地の11
債務者　寺西　貴志
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
広島県三原市田野浦２丁目５番７―301号
債務者　田中　絵美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
山口県下関市清末鞍馬３丁目１番16号
債務者　槻原　忠彦
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
山口県下関市清末鞍馬３丁目１番16号
債務者　槻原　直美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
愛媛県西条市玉津591番地１　玉津２区253号、前住所兼住民票上の住所兵庫県尼崎市元浜町４丁目17番地の１　レオパレス武庫川第２―206号
債務者　菊川　遼馬
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１１８号
愛媛県西条市神拝甲141番地１　サントノーレ神拝301号、前住所香川県高松市昭和町２丁目15番13―102号
債務者　大藤　伸介
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１１９号
愛媛県西条市神拝甲141番地１　サントノーレ神拝301号、前住所香川県高松市昭和町２丁目15番13―102号
債務者　大藤　里奈
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１２１号
愛媛県四国中央市村松町240番地１　イートハーブⅢ103号、前住所愛媛県四国中央市下柏町92番地１　レオパレス　ラクティ204号
債務者　川渕　香織（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１２５号
愛媛県新居浜市郷１丁目６番33号
債務者　森安　賢二
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５７号
愛媛県今治市中寺325番地７、前住所愛媛県今治市立花町２丁目１番20号　グレートハイツ日浅１―101号、前々住所愛媛県越智郡朝倉村大字朝倉上甲2442番地58
債務者　森田　　積
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第５８号
愛媛県今治市美須賀町３丁目２番地７キャッスルコート206号、前住所愛媛県今治市吉海町名234番地、前々住所愛媛県今治市南大門町４丁目３―３　木原病院寮
債務者　村上　千尋
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
松山地方裁判所今治支部